

福岡県公報

令和五年六月十三日
第四百五号
増刊 ①

目次

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(行財政支援課) ……………一

正誤

○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定に関する告示の一部改正 (令和五年三月福岡県選挙管理委員会告示第十二号) 中正誤

……………二

○福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令 (令和五年三月福岡県訓令第三号) 中正誤

……………三

○福岡県教育庁組織規則等の一部を改正する規則 (令和五年三月福岡県教育委員会規則第一号) 中正誤

……………三

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第五十四号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定 (昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号) の一部を次のように改正する。

令和五年六月十三日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

二 老人ホームの表中

特別養護老人ホーム第二いずみ苑 (ユニット)

〃 庄司二〇〇三ー四

を

正誤

特別養護老人ホーム第二いずみ苑 (ユニット)

〃 庄司二〇〇三ー四

特別養護老人ホームサミック飯塚

〃 太郎丸七二番地一

に改める。

5 ・ 3 ・ 24	5 ・ 3 ・ 24	5 ・ 3 ・ 24	5 ・ 3 ・ 24	5 ・ 3 ・ 24	5 ・ 3 ・ 24	5 ・ 3 ・ 24	5 ・ 3 ・ 24	発行年月日				
383 増刊②	383 増刊②	383 増刊②	383 増刊②	383 増刊②	383 増刊②	383 増刊②	383 増刊②	番 公 号 報				
選 管 理 委 員 会 告 示	選 管 理 委 員 会 告 示	選 管 理 委 員 会 告 示	選 管 理 委 員 会 告 示	選 管 理 委 員 会 告 示	選 管 理 委 員 会 告 示	選 管 理 委 員 会 告 示	選 管 理 委 員 会 告 示	種 類				
12	12	12	12	12	12	12	12	番 同 号 上				
21	21	21	21	21	21	20	20	ペー ジ				
	○	○	○	○	○			上				
○						○	○	下				
後 ろ か ら 2	後 ろ か ら 1	後 ろ か ら 1	後 ろ か ら 2	後 ろ か ら 2	前 か ら 5	後 ろ か ら 1	後 ろ か ら 2	行				
								備 考				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">築上町</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">築上町文化会館（コマーレ）</td> <td style="width: 50%;">築上町コミュニティセンター</td> </tr> </table>	築上町		築上町文化会館（コマーレ）	築上町コミュニティセンター	〃 緑ヶ浜一丁目一〇一	緑ヶ浜区公民館	〃 緑ヶ浜一丁目一〇一	緑ヶ浜区公民館	〃 的野四四八―三番地	新宮町大字新宮九〇番地六	新宮町大字新宮九〇―六番地	正
築上町												
築上町文化会館（コマーレ）	築上町コミュニティセンター											
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">築上町文化会館（コマーレ）</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">築上町文化会館（コマーレ）</td> <td style="width: 50%;">築上町コミュニティセンター</td> </tr> </table>	築上町文化会館（コマーレ）		築上町文化会館（コマーレ）	築上町コミュニティセンター	〃 緑ヶ浜一丁目一〇一	緑ヶ浜区公民館	〃 緑ヶ浜一丁目一〇一	緑ヶ浜区公民館	〃 大字の野四四八―三番地	〃 大字新宮九〇番地六	〃 大字新宮九〇―六番地	誤
築上町文化会館（コマーレ）												
築上町文化会館（コマーレ）	築上町コミュニティセンター											

5 ・ 3 ・ 31		5 ・ 3 ・ 31		発行年月日	
385 増刊③		385 増刊②		番 公 号 報	
則 員 教 会 育 委 規		訓 令		種 類	
1		3		番 同 号 上	
71		69		ペ ー ジ	
		○		上	
○				下	
ら 後 1 ろか		ら 後 4 ろか		ら 後 5 ろか	
				行	
				備 考	
第 二 条 第 一 項		第 二 条 第 一 項		改 正 災 害 事 業 セ ン タ ー の 所 掌 事 務 に つ い て は 主 務 課 を 支 所 及 び 一 支 所 の 所 掌 事 務 に つ い て は 主 務 課 を 支 所 及 び	
第 二 条		第 二 条		「 支 所 」 の 下 に 「 及 び 災 害 事 業 セ ン タ ー 」 を 加 え	
				誤	